

平成 26 年 4 月 2 日

お客様各位

住環境テクノロジージャパン株式会社

消費者庁措置命令に伴う弊社見解

平素は弊社並びに弊社製品に、格別のご愛顧を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月 27 日、消費者庁は、二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうするグッズ販売会社 17 社に対し、景品表示法の優良誤認表示に基づき措置命令をだしました。それについて弊社見解をお知らせします。

弊社並びに弊社製品は、措置命令の対象事業者及び対象商品ではございません。措置命令の空間除菌グッズは、首等に下げて使用する「携帯型」と室内に据え置く、「据置型」商品をさし、弊社では製造・販売しておりません。弊社製品は、除菌消臭液剤（二酸化塩素系化合物）を噴霧（手動式及び機械式）し、直接ウイルス・菌に接触する接触分解により、除菌消臭致します。各種データは HP 上に掲載しております。ご安心してご使用して頂ければ幸いです。そして更なる製品開発し、皆様に喜んでいただける企業を目指してまいります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬具

尚弊社商品を下記に記します。

- | | |
|----------|--|
| ※液剤商品 | さわやかミスト®（消臭用）
フラッシュキラー®（除菌・消臭用）
ノロハンター®（除菌用）
ストロングバスター®（超強力除菌用） |
| ※手動式噴霧製品 | ハンドスプレー（300ml）
アトマイザー（12ml） |
| ※機械式噴霧製品 | ディフェンダーシステム
スプレーガン |
| ※容器製品 | 500ml補充パック
5l容器
10l容器 |